

- 以上からも明らかなように、我が国の国立公文書館は、憲法に代表される国の重要歴史公文書を過去から現在、そして次代を担う子供たちが生きた歴史に親しみ、体感するという経験によって未来に伝え、これからの国づくりへ国民の積極的な参画を促す上で、重要な役割を担うべき施設である。そのため、広く社会や関係機関・団体と連携・協力を図りつつ、展示や学習という新たな機能を通じて、公文書管理が国の将来を支える施策分野であるとの国民の認識・理解を深めていくことが重要である。

## (2) 立法・行政・司法の三権の重要歴史公文書の保存・利用

- 平成21年の公文書管理法の制定によって、行政府の各府省は、歴史資料として重要な公文書を原則として最長30年の保存期間満了後に、国立公文書館等へ移管することが義務づけられるとともに、移管後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年）に準じた公文書管理法の規定により、利用・公開することとされた。

### 【行政府の文書の移管後の利用・公開】

行政機関からの移管文書については、利用制限事由に該当する部分以外は公開が原則である。利用制限事由は公文書管理法第16条1項1号に規定されており、個人情報、法人情報、国の安全等に関する情報、公共の安全等に関する情報等である。不服審査は第三者機関である公文書管理委員会が行う。

- 一方で、立法府・司法府については、公文書管理法では、移管は義務ではなく、衆参両院議長及び最高裁判所長官と内閣総理大臣との協議に基づき、歴史資料として重要な文書を国立公文書館に移管できるものと規定されている。

### 【公文書管理法】

**第14条** 国の機関（行政機関を除く。以下この条において同じ。）は、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、当該国の機関が保有する歴史公

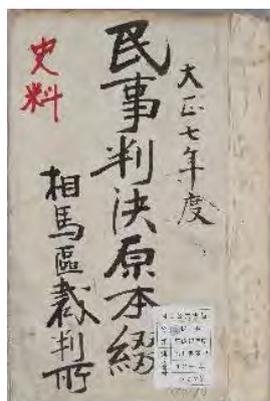
文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認める場合には、当該歴史公文書等を保有する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。
- 3 前項の場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国立公文書館の意見を聴くことができる。
- 4 内閣総理大臣は、第2項の規定により移管を受けた歴史公文書等を国立公文書館の設置する公文書館に移管するものとする。

- この規定に基づき、最高裁判所が保存していた民事判決の原本については、平成21年に内閣総理大臣と最高裁判所長官の間で申合せが行われ、50年の保存期間が満了した民事判決の原本や30年の保存期間を満了した司法行政文書（裁判所規則等）を国立公文書館に移管するとともに、行政機関からの移管文書と同様のルールにより、利用・公開することとなった。

#### 【立法府・司法府の文書の移管後の利用・公開】

立法府・司法府からの移管文書については、利用制限について、内閣総理大臣との協議による定めによって、公文書管理法第16条1項1号とは別の取り決めを行うことができることとされている（同項3号）。最高裁判所からの移管文書については、協議による定めにおいて、利用制限について「公文書管理法の規定の例による」こととしており、行政機関からの移管文書と同様の取扱いとすることとしている。



(国立公文書館に移管された民事判決原本及び保存の状況)

- さらに、検察庁が保管している刑事訴訟記録についても、この規定に基づき、昨年8月に内閣総理大臣と法務大臣の間で申合せが行われ、軍法会議に係る刑事訴訟記録について、今後、保管期間（最長100年）が経過したものから順次国立公文書館に移管するとともに、公序良俗に反するものなどを除き、行政機関からの移管文書と同様のルールにより、利用・公開していくことが合意されたところである。
- 立法府の文書については、我が国ではこれまでのところ国立公文書館に移管された実績がないのが現状であるが、諸外国の現状をみると、行政府に置かれた国立公文書館が議会文書を受け入れる国と、議会に独自の公文書館が置かれる国に分かれている。

#### 【諸外国の議会の公文書館（例）】

アメリカ：行政府に置かれる国立公文書館が議会公文書館の役割

- ・ 上下両院議長は、議会の閉会に際し、非現用となった記録を国立公文書館に移管することが法定
- ・ 国立公文書館には議会記録専門のセンターが設置

イギリス、ドイツ：国立公文書館とは別に議会公文書館を設置

- しかし、我が国において議会公文書館は設置されておらず、立法府の文書は、原則として衆参それぞれの事務局の各課で分散保存され、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用もないことから一般国民による閲覧などの利用は必ずしも容易ではない。
- また、公文書管理法第14条の元となった国立公文書館法（平成11年議員立法）制定時の国会審議においても、衆参両院議長及び最高裁判所長官と内閣総理大臣との協議による取決めに当たっては、「国全体の歴史資料として重要な公文書等の管理の統一を図る観点」から、歴史資料として重要な公文書等としてどのようなものを保存すべきか等の基本的事項について検討が必要であると

議論されている。このような趣旨も踏まえ、移管が可能な文書については、公文書管理法に基づく立法府から国立公文書館への文書の移管について積極的に検討されるべきと考える。

**【平成 11 年 6 月 15 日衆議院内閣委員会 国立公文書館法案審議】**

- ・内閣委員長（二田孝治君） これより質疑に入ります。この際、委員長から、理事会等における各党の御意見を踏まえながら、委員会を代表して、確認の意味も込めまして、以下の三点について、本法案提出者に対して御質問を申し上げたいと思います。

その第一は、本法案第五条に規定する内閣総理大臣と国の機関との協議においては、国全体の歴史資料として重要な公文書等の管理の統一を図る観点から、歴史資料として重要な公文書等についてどのような文書を保存すべきか、また、その場合の判断基準はいかにあるべきか、さらに、そのほかどのような非現用文書を国立公文書館に移管するか、その場合の手続はどのような手続によることになるのか等の基本的な事項について、政府において必要な検討がなされ、かつ、その上で各種必要な取り決めが定められ、その適切な運用が政府においてなされるものと考えておりますが、そのように理解してよろしいか、お伺いいたします。

（略）

- ・海老原参議院議員 二田委員長の御質問にお答えいたします。

まず、第一のお尋ねであります。法案の第五条は、歴史資料として重要な公文書等を適切に保存するための基本的な枠組みを規定したものでございます。したがって、歴史資料として重要な公文書等が適切に保存されるためには、内閣総理大臣と国の機関との協議におきまして各種の取り決めを定めることが必要でございます。

提案者といたしましても、この取り決めを定めるに当たりましては、国全体の歴史資料として重要な公文書等の管理の統一を図る観点から、歴史資料として重要な公文書等についてどのようなものを保存すべきか、その場合の判断基準はいかにあるべきか、どのようなものを国立公文書館に移管するか、その場合の手続はどのような手続によることになるか等の基本

的な事項についての検討が必要であると考えており、御趣旨のとおりだと思います。

- 国民から見ても、「国家」、「国の成り立ち」、「国民の一体感」等に思いを巡らせ、あるいは考察を深めようとするとき、国の活動や歴史的事実の記録を保存・利用する役割を担う国立公文書館が行政のみを対象とするのでは十分とは言えない。特に、国会審議等の立法過程は、国の在り方に関する意思決定の過程の重要な一部であることから、立法府の文書を国民が閲覧・利用できるようにすることは大変重要である。したがって、三権の公文書を一体的に見ることができるようになる意義は大きいと考えられる。
- 具体的な移管文書としては、行政機関からの移管文書と同様のルールにより利用・公開することを前提に、例えば、戦前の帝国議会の文書、請願に関する文書、議員立法の制定過程等に関する文書について検討できないかとの意見があった。
- また、行政機関のみならず三権の歴史公文書の総合的かつ一体的な管理を推進するためには、国立公文書館を独立行政法人ではなく国に戻し、国自ら責任をもって取り組めるようにすることも検討すべきではないかとの意見があった。

**【平成 21 年 6 月 23 日参議院内閣委員会 公文書管理法案審議 附帯決議】**

二十、行政機関のみならず三権の歴史公文書等の総合的かつ一体的な管理を推進するため、国立公文書館の組織の在り方について、独立行政法人組織であることの適否を含めて、検討を行うこと。

- さらに、公文書の所有権そのものを移転する「移管」について困難な理由がある場合には、所有権は移転せずに国立公文書館で集中保存・利用を行う「寄託」や、国立公文書館での「共同の常設展示」など、利用・展示面での共同化について検討すべき、その際には利用・展示に関する原則やルールを共通化し、国民に公開していくことが重要との意見があった。なお、これに関連し

て、行政府内で国立公文書館とは別に設けられている外交史料館等の分散保存についても改めて検討を行うべきとの意見があった。

#### 【外交史料館と宮内公文書館】

公文書管理法上の行政府の公文書の移管先となる「国立公文書館等」として、国立公文書館のほかに、政令により外交史料館（港区麻布台（飯倉）や宮内公文書館（千代田区千代田（宮内庁内））等が定められている。外交史料館は明治以降の外務省で作成または取得された公文書を、宮内公文書館は明治以降の宮内省・宮内府・宮内庁で作成または取得された公文書を、それぞれ保存・利用に供している。外交史料館や宮内公文書館が所蔵する公文書についても、公文書管理法に基づき管理され、利用制限についても、国立公文書館が所蔵する行政府からの移管文書の利用制限と同様の取扱いである。

なお、皇室の私的な文書であって皇室に帰属する文書（皇室文書）は公文書には該当せず、宮内公文書館の対象文書ではない。

- 以上述べたとおり、我が国の国立公文書館は、立法・行政・司法の三権の重要歴史公文書の保存・利用が可能な機能を有するべきと考える。

### （３）公文書の重要性を象徴する施設の国会周辺への立地

- （１）で述べたように、国立公文書館は、憲法など国の重要歴史公文書を「展示」し「学習」という機能を新たに備えるべきであり、若い世代も含めた多くの人々が集まり、実際に公文書等の原本に触れることにより、国のかたちや国家の記憶を将来につないでいく「場」としての役割を果たすべきである。
- また、（２）で述べたように、国立公文書館は、立法・行政・司法の三権すべての「国家」や「国の成り立ち」に係わる公文書の保存・利用を行う機能を有するべきである。なお、その際、保存・利用のための優れた施設を備えるこ

とが、重要歴史公文書の保存を国立公文書館に集中させるインセンティブにもつながる。

- さらに、各国において、国立公文書館は単なる行政庁舎ではなく、国の成り立ちや国家運営の意思決定に関わる公文書の重要性が、建物の態様を通じて伝わるようなナショナルモニュメントとも言うべき施設となっている。アメリカ・ワシントンDCの施設は、国民が国の成り立ちの基本となる文書を閲覧することで、民主主義の重要性を感じとることができるような石造りで格式の高い建築物である一方、ワシントンDC郊外にあるメリーランド州カレッジパークの施設は現代的な建築物である。また、フランスでは、パリの施設がフランス革命以来200年以上にわたる歴史的な建築物である一方、2年前に新たに開館したパリ郊外の施設は現代的な建築物となっている。



(アメリカ国立公文書館 (ワシントンDC))



(アメリカ・メリーランド州カレッジパーク新館 左：外観 右：内部)



(フランス国立公文書館 (パリ))



(新館 (ピエールフィット))



(イギリス国立公文書館)



(イタリア国立中央文書館)



(オーストラリア国立公文書館)

- さらに、各国の国立公文書館においては、カフェなど人が集まる施設が設置されており、人が気軽に集まり、利用することができるようになっている。



(オーストラリア国立公文書館におけるカフェ)



(ジョン・F・ケネディ大統領図書館・博物館 外観及びショップ)



(イギリス国立公文書館のショップ)

- 国会近隣に立地している衆議院憲政記念館には、若い世代を含めた多くの  
人々が参観しているが、その多くは国会見学を訪れた人とされている。新たな  
国立公文書館についても、国政に関する重要な意思決定を行う国権の最高機関  
であり、またその機関を見学しに訪れる人たちにとって便利である国会の近隣

に立地することにより、全国から国会見学に訪れる若い世代も含めた多くの国民が訪れ、大日本帝国憲法、終戦の詔書、日本国憲法、サンフランシスコ平和条約など、我が国の成り立ちに関わる重要な公文書の原本を直接目に通じて、国の活動や我が国の歴史、民主主義などに対する理解を深めることが可能となると考えられる。また、このような立地であれば、我が国を訪問する外国人の訪問も期待され、国立公文書館を通じて日本の姿を理解してもらうことに資するのではないかと考えられる。

【衆議院憲政記念館と国立公文書館の年間入場者数（平成 25 年度）】（人）

衆議院憲政記念館		国立公文書館
47,413	（うち、団体（学校））	25,246
	37,909	

※ 国立公文書館の入場者数は春・秋の特別展と企画展を合計したものの。

- 多くの国では、国会周辺など国家の中核エリアにおいて、国家の成り立ちの基本となる文書の展示や学習機能などを有する施設があり、多くの人々が来館している。また、多くの子供たちに校外学習の場としても活用されている。
- 以上を踏まえると、新たな国立公文書館は、国会、首相官邸、各省庁など国家の中核機能が集中するエリアである国会周辺に立地し、憲法の原本を始めとする「国民共有の歴史的・文化的な資産」の重要性が建物の態様を通じて国民に伝わるような施設であるべきと考える。
- このような新たな国立公文書館の前提条件として、国会近隣において候補となり得る一定の広さの土地が必要であるが、国会近隣の土地は衆議院の所管となっている。立地については、議員連盟が要請を行っているところであり、土地の提供に関する衆議院の判断が重要である。
- これらも含め、新たな国立公文書館の必要性及びその在り方について、三権の間で理解が共有されることを期待するものである。

### 3. 調査検討会議における今後の検討

- 今年度の調査については、国立公文書館が果たすべき様々な機能のうち、特に展示・学習機能などを中心に検討を行った。来年度については、これらの機能についても必要に応じて継続的に調査するとともに、新たな施設に関する具体的な検討事項、すなわち建設のコンセプトを始め、保存機能、人材育成機能、収集機能、修復機能、デジタルアーカイブ機能、他の機関が所蔵している資料との連携の在り方及び各機能の実効性を高めるための官民連携などについて議論を進め、国立公文書館の機能・施設の在り方に関する検討を引き続き実施する。